

個人情報保護法について

皆さんご存知のように本年4月1日より個人情報保護法が施行されました。公立八鹿病院では皆様の診療情報などの取り扱いについては、病院の掲示板に掲載しておりますのでご覧下さい。また、入院時にはパンフレットをお配りしています。病院としては従来どおり皆様の診療情報を外部に漏らすことなく診療に役立たせていただきます。このことは今までもそうであったように、個人情報保護法ができたからといって今後何かが変わるということではありません。

各病院がこの法律が施行されたことでどうしようかと困っていることが二点あります。一つは、入院患者様の病棟・病室を教えてくださいかどうかということ。二つは、検査結果などの問い合わせが電話で行われた場合にどのように対処するかということです。あるいはそれ以外の事で、電話での問い合わせにどう対処するかという問題です。

一、入院患者様の病室の問い合わせについて。

「Aという方(例えば八鹿太郎さんという方)が入院しているかどうか。」という問いには当院としてはお答えできません。

「Aという方が入院されていてお見舞いに行きたいので病棟・病室を教えてください。」という問いには、一階の総合受付で病棟をお教えし、病棟のスタッフ・ステーションで病室をお教えします。総合受付、病棟のスタッフ・ステーション以外ではお教えすることが出来ません。入院患者様が自分の病棟・病室は教えなくてくれと意思表示されている場合にもお教えすることが出来ません。

多くの病院では入院患者様の情報は、お見舞いであってもお教えしていないのが現状です。当院では、地域性もあってゆるい措置をとっていますが、おそらく今後は、お教えしない方向に行くものと思います。お見舞いにおいでになる場合は、ご家族の方に病棟・病室をお聞きになってお出かけになることをお奨めいたします。入院をされますと、できるだけ療養に専念していただくためにも、退院されて

からお見舞いになれるのも、立派なお見舞いの仕方だと思います。当院に限らず他院にお見舞いになれる場合も、事前にご家族の方に入院病棟・病室をお聞きになってお出かけになることをお奨めいたします。お見舞いに行きたいが結局お見舞いできなかったということにもなりかねません。

二、電話での問い合わせについて。

検査結果の電話での問い合わせは当院では行いません。ただし、診療科の都合で電話をかけて確認してくださいということであれば電話で確認してください。この問題は、電話の相手をご本人であるかどうかを確実に確認する方法がないためであります。その他のことについて電話でのお問い合わせの場合は、個人情報保護法に触れないものについてはお答えいたしますが、個人情報保護法に触れるか触れないか判断に困るような問い合わせについては時間的余裕をいただくことがありますのでご了承ください。

個人情報保護法施行以来、いろいろと皆様にご迷惑をかけることがあると思いますが、お許しいただきたいと思えます。

個人情報保護に関する質問、苦情は仮設玄関を入れてすぐ右の地域医療科で承っております。どうぞ遠慮なくご相談ください。

CS委員会 濟 昭 道



患者様の権利に関する宣言

公立八鹿病院職員一同は、医療の中心は皆様であり、医療が皆様との信頼関係に成り立つことを認識して、「患者の権利に関するリスボン宣言」に従って、皆様に次のような権利と責任があることを確認します。

1. 良質な医療を受ける権利……差別されることなく、良質な医療を受ける権利があります。
2. 選択の自由の権利……医療機関や医師を自由に選択し、また、変更する権利があります。
3. 自己決定の権利……十分な説明のもとに、自分自身の治療を決定する権利があります。
4. 情報を得る権利……医療上の全ての自己情報を知る権利があります。
5. プライバシーなどの機密保持を得る権利……治療で医療従事者が知り得たすべての個人のプライバシーの機密保持を得る権利があります。
6. 人間の尊厳を得る権利……尊厳を保ち安楽に終末期を迎えるための、あらゆる可能な助力を受ける権利があります。
7. 療養や健康についての教育を受ける権利……皆様には健康についての教育や、疾病の予防や早期発見についての教育を受ける権利があります。また、出来るだけ健康的な生活習慣を身につける責任があります。